

H28 充電インフラビジョン見直しの考え方について

大阪府は、前回ビジョン改定時（平成 25 年 3 月）に、府内エリアを 10km×10km をメッシュ化し、メッシュ域内の充電需要を勘案して充電器の必要基数を算出し、600 箇所を整備対象とした。

これに対して、平成 28 年 3 月末時点で 243 箇所、719 基の整備が行われた。

経済産業省の平成 28 年 6 月説明会において示された、①経路充電、②目的地充電の 2 つの視点及び③今後は、原則として 1 箇所 1 基を整備対象とすること、という方針を踏まえ、必要な整備差分について算出した。

1. ビジョン位置づけ済み分について

平成 28 年 3 月末時点で位置づけ済み 600 箇所のうち、243 箇所 719 基が整備済。

残る 357 箇所については、原則 1 基ずつ（357 箇所）の整備とする。

必要数（600 箇所、1076 基）

2. 経路充電について

経路充電は、主要道路概ね 30km 毎に 1 基を設置するもの。ビジョン上の「道の駅」の変化や集客力の増大を踏まえて変更。大阪府内の道の駅 8 箇所に 1 基ずつ設置するものとする。

なお、平成 28 年 3 月末時点で、大阪府域内に空白地（30km 圏内に充電器がないエリア）は存在しない。

経路充電数（8 箇所、8 基）

3. 目的地充電について

① 大規模商業施設を追加

前回改定（H25・2013 年度）以降に新設された大規模商業施設（大店立地法届出店舗）を追加。

H25：24 箇所 26 基（府 14 箇所 16 基、大阪市 9 箇所 9 基、堺市 1 箇所 1 基）

H26：18 箇所 46 基（府 6 箇所 24 基、大阪市 9 箇所 10 基、堺市 3 箇所 12 基）

H27：14 箇所 15 基（府 7 箇所 8 基、大阪市 5 箇所 5 基、堺市 2 箇所 2 基）

H28：6 箇所 6 基（府 2 箇所 2 基、大阪市 2 箇所 2 基、堺市 2 箇所 2 基）

大規模集客施設分計：62 箇所 93 基

② 未設置自治体の中心地を追加

いわゆる空白地は存在しないが、未設置市区町村は依然存在しており、EV 普及に伴い、一定程度の整備が望まれる。未設置市区町村：大阪市大正区、豊能町、河南町、太子町、忠岡町、千早赤阪村

未設置市区町村分計：6 箇所 6 基

目的地充電計：68 箇所 99 基

4. まとめ

以上により、今回の充電インフラビジョン見直しの結果、76 箇所、107 基を追加することとし、本件数を経済産業省に提出中。（現在、経済産業省で精査中）

変更後の設置数は、676 箇所、1183 基